

プレ講義・経営法務レジュメ

プレ講義・経営法務の目的

中小企業診断士の経営法務の学習範囲は主に、民法、会社法、知財（特許法など）、倒産関連（会社更生法など）、その他（不正競争防止法など）に区分けされます。その範囲は非常に多岐に渡る一方で、基本的な知識に留まるケースが多いです。しかし、それ以前に「法律」というと、なかなか身近にイメージできず、知識が定着しない受験生も毎年多く見受けられるのも事実です。そこで、プレ講義では「法律は身近なもの」ということをテーマに、主に民法と会社法を例に、その具体例について触れていきます。

「興味」とは時に、人間の能力を飛躍的にアップさせてくれる起爆剤となってくれます。一方で、「無関心」は学習する上では「天敵」と言ってもよいくらい、知識の定着を遅らせる要因となります。

ここではすべての分野について触れることはできませんが、「法律って身近なもので、中小企業診断士にとって重要なものなんだ。」と少しでも思っていいただければ本講義は卒業です。

1. 民法	2
2. 会社法	4

1. 法律を身近に感じよう！

1. 民法

以下ではご参考までにプレ講義で使用した条文を掲載しますが、学習を進めていくにあたり条文を丁寧に読み込む必要はありません（六法も不要です）。テキストに要約されている内容を読み込むことで十分に試験対応が可能です（時には条文がそのままテキストに載っていることがあります、その時は例外として（テキストに載っている）条文のポイントを抑えましょう。

① 民法 555 条

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

- ・ 売買 …お茶や弁当を買ったり、売ったりする行為。
- ・ 当事者 …あなた（お客さん）とコンビニのこと。
- ・ 財産権 …（コンビニの）弁当の所有権。

前半部分は、コンビニが弁当の所有権をあなた（お客さん）に移転することを約束した時、ということが小難しく書いてあるだけです。

- ・ 相手方 …ここではあなた（お客さん）のこと。
- ・ これ …弁当などの所有権を移転すること。
- ・ 代金 …1,000 円と仮定します。
- ・ 約すること …売りたい、買いたいというお互いの意思表示が合致する、ということ。

後半部分は、コンビニに入ってお客さんが弁当を手にとった時（もう少し正確に書くと、レジに並んだくらい）、ということが丁寧に書かれています。なお、コンビニは弁当を売る気で満々で店頭に並べていますから、コンビニの意思をいちいち確認する必要はありませんよね。

② 民法 703 条

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

一言で言うと、

「何の権利もなく、他の人の財産を受け取った場合、ちゃんと返しましょう」
ということが小難しく書いてあるだけです。

このように、みなさんの日常生活と法律とは密接な関係があることを是非、知っておきましょう。それだけでも、法律の勉強を進め易くなります。

③ 法律独特の言葉

悪意	(ある事柄について) 知っていること
善意	(ある事柄について) 知らないこと
故意	わざと
過失	うっかりミス
重過失	ものすごいうっかりミス
取り消し	取り消すまで法律行為は存在し、 取り消した場合、無効となること。
無効	最初から法律行為が存在していないこと。

※悪意は「悪者」という意味ではありません。善人でも悪意者は悪意者です。

一方、善意は「善人」という意味ではありません。悪者が善意ということもあり得ます。

④ 確認問題

(問題 1)

売買契約は、売主から買主に商品が引き渡され、
買主が売主に売買代金を渡した時に成立する。

(問題 2)

売買契約は書面で契約をしなければ効力を生じない。

(解答)

問題 1…×：売買契約は諾成契約（売ります、買いますの意思表示が合致した時）に成立します。

問題 2…×：問題 1 同様、契約成立は意思表示の合致となりますので書面は不要です。実務的には契約書を交わすことが多いですが、それはあくまでも「揉めた時のため」に契約書を交わしていることになります。

2. 会社法

中小企業診断士の経営法務の試験範囲で非常に重要な位置づけとなるのが「会社法」です。会社法とは、「会社の設立や運営などの詳細について定められた法律」です。

民法が一般的なことを決めていることに対して、会社法は会社のことを特別に定めていることになり、民法と会社法の関係では、民法が「一般法」、会社法が「特別法」となります。ちなみに、商法と会社法の関係だと、商法が一般法、会社法が特別法という関係になり、民法と商法の関係だと、民法が一般法、商法が特別法になります。このように、相手によって立場が変わります（相対的と表現します）

中小「企業（＝会社）」を診断する資格ですから、会社法とは切っても切れない関係にあり、実務でも非常に重要な法律となってきます。

① 機関のイメージ

株主総会	会社に出資している人達（株主）の集まりのこと。
取締役	会社を実際に経営していく人のこと。
監査役	取締役を監査する人のこと。
会計参与	取締役と一緒に財務に関する書類などを作成する人のこと。
会計監査人	会社の監査を行う人のこと。実務では監査法人が多いです。

※株主総会と取締役は絶対的必要機関といっても、

どんな株式会社にも設置されている機関になります。

それでは本講義も頑張ってください！

合言葉は「絶対合格！！」